

佐賀県地域維持型共同企業体試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県県土整備部が発注する建設関連の維持管理業務のうち雪氷対策業務の確実かつ円滑な実施を図ることを目的として結成する地域維持型共同企業体（以下「共同企業体」という。）の試行に関し、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号。以下「規則」という。）第2条第5項ただし書の規定に基づき行う入札参加資格の審査並びに同条第1項及び第2項の規定に基づき行う入札参加資格の決定その他必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体により競争を行わせることができる業務（以下「対象業務」という。）は、雪氷対策業務とする。

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する構成員の数は2者以上10者以内とする。

(構成員の要件)

第4条 構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
 - (2) 佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領第4条第1号、第2号、第4号から第6号まで、第9号及び第10号に規定する要件を満たすこと。
 - (3) 対象業務と同種の業務として発注機関の長が構成員ごとに定めるものについて、元請として実績があること
- 2 建設工事に係る経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体を構成している者も、単独で共同企業体の構成員として参加することができるものとする。

(形態及び出資割合等)

第5条 共同企業体の形態は共同施工方式（全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって業務を履行する方式をいい、以下「甲型」という。）又は分担施工方式（各構成員間で共同企業体の請け負った業務をあらかじめ工区（区域）に分担して、各構成員はそれぞれの分担した業務について責任をもって履行する方式をいい、以下「乙型」という。）とする。

2 共同企業体の出資割合等は、次のとおりとする。

(1) 甲型の場合

ア 各構成員の出資割合を定めるものとし、当該出資割合は、各構成員の業務に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとする。

イ 各構成員の出資割合は、均等割の10分の6以上とする。

(2) 乙型の場合

ア 出資割合は定めず、分担する工区（区域）を定めるものとする。

イ 分担する工区（区域）のない者を構成員としてはならない。

(代表者)

第6条 構成員のうち代表者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 入札参加資格の等級の異なる者の間では、上位の等級の者であること。
- (2) 甲型の場合においては、出資割合が構成員中最大であること。

(申請手続)

第7条 発注機関の長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、その旨及び次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる業務である旨及び当該業務名
 - (2) 履行場所
 - (3) 業務の概要
 - (4) 共同企業体の構成員数、組合せ、代表者である構成員の要件及び代表者以外の構成員の要件
 - (5) 資格審査申請に必要な書類
 - (6) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
 - (7) その他発注機関の長が必要と認める事項
- 2 資格審査の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- (1) 地域維持型共同企業体 入札参加資格審査申請書
 - (2) 共同企業体協定書（様式第1号）
 - (3) 共同企業体編成表（様式第2号）
 - (4) その他資格審査に必要と認める書類

(資格審査等)

第8条 知事は、前条の規定により資格審査の申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として決定し、申請者へ通知する。

- 2 前項の規定により決定される入札参加資格は、規則第2条第6項の規定にかかわらず、決定の対象となった業務についてのみ有効とする。

(存続期間等)

第9条 対象業務に係る委託契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該契約の履行後3月を経過する日までとするが、必要がある場合は、当該契約履行後3月を超え12月以内の日までとすることができる。なお、当該業務につき契約不適合責任がある場合は、当該期間満了後においても、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

- 2 対象業務の入札への参加のために結成された共同企業体のうち、当該業務に係る委託契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(特則)

第10条 知事が特に必要と認める場合を除き、対象業務に係る入札公告は第7条第1

項の規定による公示と、対象業務に係る入札参加確認申請書は第7条第2項第1号の申請書と、対象業務に係る入札参加資格確認の通知（入札参加資格があることを確認した旨の通知に限る。）は第8条第1項の規定による入札参加資格の決定の通知とみなす。この場合において、第7条第2項及び第8条第1項中「知事」とあるのは「発注機関の長」と読み替える。

（補 則）

第11条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月24日から施行する。